

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「行政不服審査法第13条第1項」を「行政不服審査法施行令第4条第3項」に改める。

第14条中「、審査委員会が審査の決定をするまでの間は、何時でも」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、審査委員会が提出すべき期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

第16条第2項のただし書を削り、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 審査委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第18条第5項第1号中「及び」を「又は居所並びに」に改める。

第26条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第2項中「閲覧」の右に「又は写しの交付」を加える。

別表中「閲覧」の右に「又は写しの交付」を加える。

第1号様式注以外の部分中「住所」を「住所又は居所」に改める。

第2号様式注以外の部分中「住所」を「住所又は居所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)